

[事案 27-220] 契約無効請求

・平成 28 年 3 月 28 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約勧誘時に、解約した場合に未経過保険料を払い戻す取扱がないことの説明を受けていないこと等を理由として、契約の無効を求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に契約した変額保険（終身型）について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約を解約した場合に未経過保険料を払い戻す取扱がないことの説明を受けていない。
- (2) 約款（CD-ROM 版）は、申込時に受領しておらず、申込みから数日後に受領した。
- (3) 募集人から、「必ず儲かる」との虚偽の説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 未経過保険料を払い戻す取扱がないことについて、口頭での説明はしていないが、その旨記載されている「重要事項説明書（注意喚起情報）」等を申立人に交付しており、対応として不十分な点はない。
- (2) 約款（CD-ROM 版）は申込時に交付している。
- (3) 募集人は「必ず儲かる」との説明はしておらず、変額保険に係るリスクを説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容や手続に不適切な点があったかどうかなど募集時の状況について把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人の事情聴取は、申立人が欠席したため実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 2 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件については、約款がどのように交付されたか、募集人から契約の内容についてどのような説明がなされたか、提案設計書等の募集資料がどのように使用されたかについて、検討が必要である。
- (2) 申立書の記載内容が簡単で具体的な主張事実が明らかといえない申立人については事情聴取が不可欠であるところ、申立人は事情聴取を無断で欠席し、改めて設定した事情聴取にも無断で欠席した。今後確実に事情聴取に応じるとの確約も得られておらず、申立人は、正当な理由なく事情聴取を欠席したものと認められる。